

船陸交通等の一括許可の際に付する条件

- (1) 海港において、関税法第 24 条第 2 項の許可を受けた者が、本邦と外国との間を往来する船舶への交通を行う際には、持ち込む物品の品名・数量等をあらかじめ税関に報告すること。
- 但し、当該持込物品が、船舶の出入港関係手続等のための書類・工具類等であって、かつ、税関において取締上支障がないと認めた場合には、当該報告を省略することができるものとする。
- (2) 申請者が法人の場合、当該法人の役員又は従業員である被許可者について関税法第 24 条第 3 項各号に規定する法令違反があったときは、当該法人は、直ちにその旨を税関に報告するとともに、当該法人における再発防止策や船陸交通制度の法令遵守に係る社内管理・監督体制等の改善策を作成し、当該改善策等について税関の確認を受けること。
- (3) 関税法施行令第 22 条の 2 第 2 項前段の規定により一括して申請した関税法 24 条第 2 項の許可（以下、「一括許可」という。）を受けた者は、許可の期間内において、許可内容に変更がないことや許可証の管理状況等の税関の確認を受けるべき事項について報告し、税関の確認を受けること。
- イ. 税関の確認を受ける時期
- 許可の期間内に 1 回以上の確認を受けるものとし、許可をした税関が指定する時期に報告し、税関の確認を受けること。
- ロ. 税関の確認を受けるべき事項
- 次に掲げる税関の確認を受けるべき事項について報告し、税関の確認を受けること。
- (イ) 許可証の破損・汚損等の有無
 - (ロ) 申請事項（氏名、住所、交通の目的及び経路等）の変更の有無
 - (ハ) 被許可者の関税法第 24 条第 3 項各号に規定する法令違反の有無
 - (ニ) 許可証の保管・管理状況
 - (ホ) 申請者が法人の場合には、管理責任者氏名、社内における定期点検等の実施状況
 - (ヘ) 被許可者が、複数の税関官署で一括許可を受けている場合には、その税関官署名及び許可証番号
- ハ. 報告（報告様式は[こちら](#)）
- 申請者が法人の場合には、当該法人単位で税関の確認を受けるべき事項を報告し、税関の確認を受けること。